

# 谷山第三地区 第13号 区画整理だより

～ 谷山第三地区土地区画整理事業に関するお問い合わせ先～  
鹿児島市 建設局 都市計画部 谷山都市整備課 谷山第二地区係  
(住所) 〒891-0141  
鹿児島市谷山中央五丁目26-7 (旧南部保健センター)  
電話: 099-269-8436 (係直通)  
FAX: 099-268-2602  
メール: tanito-dai2@city.kagoshima.lg.jp



谷山第三地区 航空写真 (平成27年3月撮影)

## 谷山第三地区区画整理だよりの シニアウトを変更しました

事業の進捗状況や今後の計画、皆様にお願ひしたいことなど、区画整理事業に関する情報について、よりわかりやすくお知らせしてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

## 昨年度の状況と平成27年度事業概要について

谷山第三地区土地区画整理事業につきましては、平成26年度は、仮換地(案)の供覧を行った後、地区の南東側から仮換地の個別協議を開始しました。また、現地での建物調査等を実施しました。  
平成27年度の主な事業概要としましては、引き続き仮換地の個別協議を進め、土地区画整理審議会の開催を経て仮換地指定を行うとともに、建物調査等を行ってまいります。  
今年度も皆様のご協力をお願いします。

## 仮換地指定までの流れ

### 仮換地個別協議

工事の計画にあわせて仮換地(案)の調整が必要となる街区から順番に個別協議を行います。  
「要望・意見書」やご意向の再確認を行い、それを基に仮換地を調整しますが、内容によっては反映できないこともあります。  
「要望・意見書」を提出していない方にも個別協議を行い、場合によっては、位置や形状の変更を相談させていただくことがあります。

### 土地区画整理審議会

審議会において調整後の仮換地修正案の位置や面積、調整の理由を説明し意見を伺います。

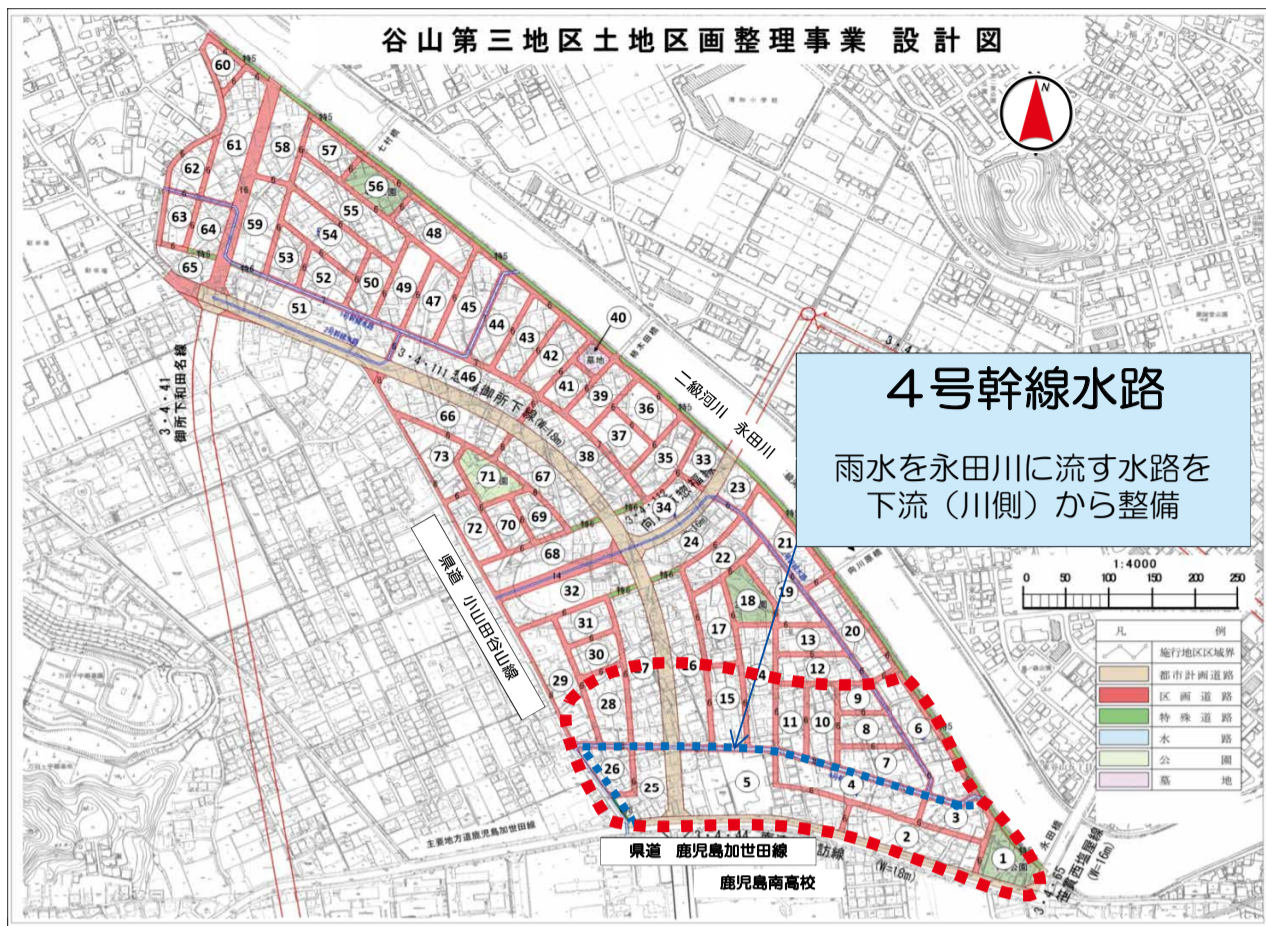
### 仮換地指定

土地区画整理法第98条第1項に基づき、権利者の仮換地を指定します。この手続きにより仮換地が確定します。  
市から関係権利者に「仮換地指定通知」という書類をお送りしますが、実際に仮換地が使えるようになるのは周辺の道路などの整備が終了してからになります。

### 仮換地の個別協議について

仮換地の個別協議については、工事の計画にあわせて順次進めてまいります。

左図に示しておりますように、昨年度に引き続き赤破線で囲まれた付近から仮換地の個別協議をお願いしております。事前にご連絡して協議の日程等について調整させていただきますので、今後も皆様のご理解とご協力をお願いします。



### 区画整理Q&A

皆様からいただいたご質問について、いくつかご紹介いたします。

**Q1** 仮換地案の供覧の時に仮換地案を見ましたが、あれで決定したのですか？

仮換地案の供覧の時に仮換地案を見ましたが、あれで決定したのですか？

**A1** 決定ではありません。今後、工事の計画にあわせて個別協議を行い、仮換地（案）を調整します。調整では、関係する権利者の方々と市が個別に協議を行いますので、日程調整等にご協力ください。

**Q2** 仮換地案の供覧の時に「要望・意見書」を提出したけど市役所から何も連絡がない。

仮換地案の供覧の時に「要望・意見書」を提出したけど市役所から何も連絡がない。

**A2** 皆様から頂いた「要望・意見書」につきましては、工事の計画にあわせて順次行う個別協議の際に、出された要望等を再確認しながら仮換地（案）を調整してまいります。

**Q3** 移転の時期を教えてください。

移転の時期を教えてください。

**A3** 建物等の移転時期は、工事の進み具合や仮換地指定の状況、予算等が関係するため、現時点で明確な時期をお示しすることができません。建物等の移転は仮換地指定後となるため、まずは仮換地の個別協議をお願いします。

### 共有代表者及び相続代表者選任のお願い

「共有名義の土地」や、「相続の手続きが終了していない土地」については、関係する権利者が複数いらっしゃるため、ごなたかを代表者に定めていただき、事業に関するお話をさせていただきますと考えております。

つきましては、今後の個別協議をお願いするまでに、権利者間で協議の上、共有名義の土地は「共有代表者」を、相続の手続きが終了していない土地は「相続代表者」を選任して下さいますようお願いいたします。なお、代表者が決まりましたら市の方へ届出をお願いします。

届出の様式等、詳しい内容については、谷山都市整備課までお問い合わせください。

### 調査にご協力ください

事業に関する調査のため、市が委託したコンサルタントなどの調査員が、皆様の土地、建物への立ち入りをお願いすることがあります。

調査員は、鹿児島市が発行する身分証明書を携帯しておりますので、ご確認の上、調査へのご協力をお願いします。

### 権利の変動等についてお知らせください

次のような権利の変動、住所氏名の変更などがございましたら谷山都市整備課にもお知らせください。

「区画整理だより」などのお知らせや仮換地の個別協議等、皆様にご連絡等を円滑に行うためにもご協力をよろしく願います。

- 【相続届】・・・相続が発生した場合
- 【所有権移転届】・・・所有権が移転した場合
- 【住所氏名変更届】・・・住所や氏名が変わった場合

